

[研究ノート]

高等学校における消費者教育の現状について（上）

山 田 壽 一

はじめに

消費者基本法第17条に対応する国及び地方公共団体の具体的取り組みについての調査を平成22年および平成24年に、また、平成26年には小学校および中学校における消費者教育の現状についての調査を行いその結果については既に報告したとおりである。今回は、小・中学校に引き続き、高等学校における消費者教育の現状についての調査を行い、その結果について報告するとともに、現状について検討していきたい。

なお平成30年1月に召集された第196回国会において、民法の一部を改正する法律が成立、平成30年6月20日に公布、令和4年4月1日から施行され、民法に定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなった。このことにより、一人で有効な契約を結ぶことができる年齢や、親権に服することがなくなる年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなる。具体的には、平成14年4月2日から平成16年4月1日の間に生まれた者は、施行日である平成34(令和4)年4月1日に、それぞれ満18歳、満19歳で成人となる。また、平成16年4月2日以降に生まれた者は、施行日以降、満18歳で成人となる。特に、平成16年4月2日以降に生まれた者で平成32年度以降に高等学校及び高等専門学校等に入学等した者については、在学中に成人となる。そのため改正法が施行される令和4年度より、満18歳で成人となった者は契約の主体となり、一方、現在20歳未満まで認められている、保護者の同意を得ずに締結した契約の取消についても18歳未満までとなる。

今回の調査では、この点に関しての取り組みについての設問を新たに追加して調査を行った。

1 調査概要

調査対象は、本学が所在する千葉県我孫子市を含む千葉県東葛地区（2010年現在 松戸市、野田市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市および我孫子市の6市）の千葉県立の高等学校26校を対象とした。

調査方法は、訪問留置調査である。千葉県教育庁教育振興部 学習指導課 教育課程室に調査用紙を持参し、各高等学校には学習指導課より郵送業務の協力を得て行い、回収については各高等学校より直接郵送またはメー

ルにて行った。

調査期間は令和元年9月25日より10月31日までであったが、回収率を確保するため令和元年12月14日まで回収期間を延長した。

回収数は21校（1校については2回の回答を得たのでデータ数は22）

回収率 80.7%

設問数は6項目であり、それぞれ以下の通りである（最終ページに添付資料として調査用紙を掲載）。

設問Ⅰ 消費者基本法第17条において「学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する必要な施策を講ずるものとする」また、消費者教育の推進に関する法律第2条において「この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう」とありますが、『消費生活に関する教育』とは具体的にどのようなお考えでしょうか。

設問Ⅱ 貴学において、『消費生活に関する教育』をどのように実施しておりますか。

できるだけ具体的（実施した科目名・講座内容・講義時間等）にお教えてください。

また、当該区域の社会的、経済的状况に応じた独自の講義内容を提供しておりますか。

質問Ⅲ 貴学において、『消費生活に関する教育』を実施する際、何か課題や問題点がありましたか。あった場合、それらに対しては、どのように対応されましたか。また、課題として残ったものはありますか。

設問Ⅳ 貴学において、『消費生活に関する教育』を実施した結果、生徒たちの反応はいかがでしたか。

また、どのような成果が見られましたか。

設問Ⅴ 貴学においては、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を何か講じていますか。また、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育

に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進していますか。

設問Ⅵ 平成34年(令和4年)4月1日から施行され、民法に定める成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることとなりましたが、これに関し特に意識して取り組んでいることは何かありますか。ありましたら、具体的にお示しください。

2 アンケート結果

アンケート結果については、記述式であるため、各高等学校より回答がなされたものをそのまま掲載することとした。なお、学校が特定されるような記述がある場合には、該当箇所は●で記述することとした。

「設問Ⅰ」は、『消費生活に関する教育』の授業を行うに際し、担当教員は消費生活に関して、どのようにとらえているのかを把握するため最初にこの設問を設けた。回答は以下の通りである。

- 1 学校におけるあらゆる活動が、消費者の側面を帯びている。そのためすべての教科の学習だけでなく学校行事や部活動も含めて、様々な場面において、消費者教育と関連づけた学習、取り組みが展開されていると考える。例えば文化祭や部活動では、予算をどのようにどのように獲得するか、どのように使うのが効果的かなどを自然に考えることになると思います。
- 2 高校生は、毎日の生活の中で食品を中心とした買い物をしています。そのほとんどが、コンビニエンスストアでおこなわれているようです。彼らは、服や靴、ゲームソフトやスマートフォンの支払いにお金を使うこともあります。
そのような高校生が、実際に感じている「消費」を例に取り上げて、授業を展開することが『消費生活に関する教育』だと思います。
- 3 昨今のクレジットカードの普及やインターネット等での通信販売の浸透による様々な問題の発生に対し、中学生・高校生段階から教科指導のみならず総合学習の時間等にも消費者教育を行うべきだと考えます。

具体的には公民科目（現代社会・政治経済）にお

いて身近な社会問題として生徒たちに当事者意識を持たせながら授業を行う、又は、総合学習の時間に一つの講座として消費者教育に関することを行うことができると思います。

本校は卒業後の進路として民間企業への就職が半数以上を占めるという状況であり、より消費者教育を重点的に行うべきだと考えます。すなわち、各学校で生徒の状況に応じて取り組みを考えていくべきだと思います。

- 4 絶対に必要であり、各教科で取り組んでいくべきことだと考えます。税金やクレジットカード、ローン、近年ではキャッシュレス決済など、成人になる前にも知っておいてほしい内容です。

本来ならば家庭でより深く教育してもらいたいことですが、各家庭で差が出てしまうと思うので、学校でも必要な知識は伝えていかななくてはならないと思います。

「消費生活」の分野だけでなく、衣・食・住 全てにおいて関係している内容なので、年間を通して意識して指導を行っています。

- 5 消費者、つまり我々国民が社会生活を営む中で必要となる消費行動において、事業者と消費者の相互的な契約を日常的に行っているのが消費生活と考えている。したがって我々が適切にかつ公平な契約行為ないし、それに準じるような行為すべてにおいて、個人や法人による差異はあってはならないものである。そうした環境下で、未だ社会とのかかわりが少ない高校生にとっては、未知の分野であろう。ゆえに詐欺や誘惑に魅かれる生徒も少なくない。将来、社会人としてこの日本ないし世界で生活していく上で、消費行動をより見極めて、自分自身で最も正しいと思う選択ができるような基礎的知識や社会システムを理解する必要性があり、それが消費生活に関する教育になると考えている。
- 6 生徒が現在、未来において、消費行動を実施した際に知識として習得しておいた方が良いと思われる情報の提供とトラブルが生じた際の対処法の会得。
- 7 消費者教育は、生活のあらゆる範囲に関連しているため、全ての教科・学校教育活動における様々な場面で学習をすることが大切であると考えます。

小・中・高等学校だけでなく、高齢期までの時期

に及ぶ消費者教育を有効に実施する必要がある。

- 8 自ら考え、“判断”する力を養う必要がある。
- 9 消費者として企業等の活動により被害を受けないようにするとともに、積極的に消費生活にかかわる知識と意識をつくり上げる教育。

具体的には、クーリングオフ制度等消費生活を守るための方策を学ぶとともに、より積極的にかかわる万策等も検討すること。

- 10 高度の発達した現代の経済社会において、様々な提供される商品は高度化複雑化しており、商品の質を見極めるために多くの情報を集め判断する能力が必要となる。また、販売方法や支払い方法においても複雑化多様化しており、様々な消費者被害が拡大している中で、我々の生徒が将来被害に遭わないためにも、知識を得て、消費者としての権利や義務が行使できるよう、自立した消費者を育成する教育だと考えている。

- 11 昨今の規制緩和の波を受けた消費者市場では、消費者の立場は保護されにくく、さらには、情報化社会が発展する中において、情報が入り乱れ、消費者トラブルも複雑で高度化してきているのが現状である。

今、自らが利益擁護と増進のために消費生活に関する知識を積極的に習得し、自主的に商品等の情報を集め合理的な判断をし、合理的な手段によって消費行動を実行する力が必要とされている。

消費生活に関する教育とは、その消費力を養うためのもの、すなわち「自立した消費者」の育成を目指すものと考ええる。

- 12 各教科、科目に応じて取り組むものと考えております。

地歴公民科においては、現代社会の単元で取りあげています。

家庭科においては、家庭基礎の単元で取りあげています。

- 13 インターネット（スマホ）の普及により経済の知識も多様化し、生徒にとっても身近なものになりつつある。その環境の中でも、知らないことで不利益や被害に合う「情報弱者」にならないよう、少ない授業時数ではあるが、消費生活の基礎を教えるものだと考える。

知らないことで巻き込まれてしまうことを防ぐとともに、万が一、消費者トラブル等に合った時に解決するための一つの方法として「消費者センター」などの存在を伝えることも大切にしたいと考える。

- 14 生徒たちが、卒業後社会生活を営む上で、不利益を被らず主体的に消費者として生活できるよう社会的なルールや法律を学習し、自らの生活に生かせるようにする教育だと考える。

- 15 本校では、従前消費者教育の位置づけとして、総合的な学習の時間の中で消費者センター、銀行・信用金庫職員等を講師として、消費者教育を実践してきた。

今後は、教科「家庭」を中心として、教科横断的に消費者教育を実践してこととしている。

近年、クレジットカードやSNSに絡む詐欺被害に遭わないためにも、消費者教育の実践及び啓発活動は必須と考える。

- 16 精神的にも経済的にも、消費者として自立することを支援する教育と考え、授業を実施しています。

- 17 社会の一員として、自分自身も、社会全体としても幸福であることを考えて消費行動ができるような教育。家庭科においては、教科の目標を「幸福」の希求としているので、その一環である

- 18 主に家庭科において、「消費行動は、自らの意思による（商品や企業）を対象とした“投票”である」という考え方を前提にして指導に当たっている。あわせて、成年年齢の引き下げに伴い、消費を基にした生活全般についての責任と自覚を訴える必要があると考えている。

- 19 消費行動全般に係る教育で具体的な、日常生活必需品の消費意識や行動、金融商品等に係る知識や選別、契約の実際に係る留意事項等の知識、インターネット等における消費行動の留意事項等に関する教育。

- 20 現在の社会が消費することに価値を置き、消費行動を引き起こそうとしていることを踏まえたうえで、契約の考え方、消費者の権利といった知識を身につけたうえで、トラブルに巻き込まれないための振る舞いと、トラブルに巻き込まれた際に、その初動対応を行えるだけの、思考力・判断力・行動する力を身につけさせる教育だと考える。

21 消費生活に関する教育とは、「生きる力」を教える教育であると考えています。生きていく上で、消費というものは切っても切り離せないものであり近年選択肢も多様化している中で、本校生徒は卒業後すぐに就職する生徒が大半であることため、消費生活に関する教育に力を入れていかなければならないと考えています。

22 自身がトラブルに巻き込まれない、巻き込まないようにするため、また、そういった場面に遭遇した際に対処できるような知識等を備えさせるもの。

この設問に関しての回答は、各高等学校において多少ニュアンスは異なるが、「生きる力」を教える教育、すなわち「消費行動をより見極め、自分自身で選択・判断ができるような基礎的知識や社会システムを理解する能力を養う」いわゆる消費者としての自立を支援するための教育と捉えられている。そのため、学習機会は様々な場面で例えば学校のあらゆる活動のみならず家庭においても、又年齢も世代も問わずなされることが望ましいと考えてことがうかがえる。又、トラブル発生に対する対処方法の必要性も挙げられている。この点からも消費者主権の確立がなされることが望ましいと言えよう。なお、消費者の自立支援については消費者基本法第1章総則第1条（目的）で示されているとおりである。

全体として言えることは、日常生活に関する経済のしくみを理解させ、将来の生活において自主的かつ有効的に活用できるような力をつけさせるよう教育することといえる。

「設問Ⅱ」では、授業内容を知るため具体的に学年・科目名・授業内容等について記載してもらった。また、「消費者教育の推進に関する法律」第5条地方公共団体の責務において、教育委員会と密接な連携の下、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状況に応じた何らかのものが実施されているのかを知るためこの設問を設けた。回答は以下の通りである。

1 他の教科はわかりませんが、私の担当する「現代社会」では、●●●地区の歴史や特徴について、取り上げている。消費生活に関するものとしては、ショッピングセンターの店舗の入れ替わりや地域に果たす役割、他地区のショッピングセンターとの商圏

の重なりなどについて話している。

2 公民科の「現代社会」や「政治経済」において
・消費税はなぜ必要なのか。
・悪徳商法に気をつける
※独自のものはありません

3 本年度については総合学習における消費者教育に関する実施・実施予定はありません。総合学習については本校生徒の学習意欲を鑑み、主体的に生徒が取り組める内容での構成を行っており、講義中心の消費者教育に関することは行っておりません。

授業においては第1学年の現代社会、第2学年の政治経済、第3学年の政治経済中心において単元の一つとしてそれぞれで年間2～3時間程度の実施です。

4 「家庭基礎」の中で必ず取り上げるようにしている。授業時間の関係で各講座2～4時間程度。

学校設定科目の「家庭生活研究」ではより専門的な内容を扱っているが、選択科目なので全員ではない。

本校には経済的に厳しい家庭の生徒もいるが、特に配慮して授業をしているわけではない。（本人や家庭に関するお金のことはあまり触れない）

5 本校1年次においては、現代社会の授業で基本的国際関係を学習し、各国間の貿易構造に触れながら消費生活を学んでいる。

3年次の政治経済では、より細かな経済システムやそれを支える法律に触れながら、マクロ経済を扱っている。職員の中にはミクロ経済に触れ、家計の消費活動を理論的な視点で授業をしている者もいる。

なお、現代社会では5～6時間、政治経済では10時間程度で授業展開している。

本校近隣の市町村の消費生活については、地理の授業で扱う年度もあるが必ずしも実施しているものではない。

6 生活デザイン（家庭科）4単位の内1年次2単位、主に3学期12時間程度実施しています。

その年の担当者により教材（授業プリント）は異なりますが、消費生活とは何か、家計、悪徳商法等様々な問題点、契約について、契約を解除する方法、多重債務等扱っています。

社会的・経済的状況に応じた授業に関しては、質問が出た場合は、対応しています。近年の高校生はスマートフォンを所持しているため、ネット通販やSNSに関する消費者トラブルも扱うようにしています。

7 公民「現代社会」

内容：市場経済と金融について、政府の役割と国民福祉

時間：5 h

・家庭「家庭総合」

内容：生活における経済計画、消費者の自立
時間：6 h

8 家庭科 消費者庁「社会へのトビラ」

2・3年生に配布し実施する予定（3学期）

9 1年の現代社会2単位（公民）と2年の家庭基礎2単位（家庭科）で実施

10 家庭総合・「生活における経済の計画と消費」・3学期（10時間分）

内容・消費行動における意思決定の過程とその重要性について理解させ消費者として主体的に判断できるようにする。

・消費者の現状と課題、消費者問題や消費者の自立と支援などについて理解させ、消費者としての権利と責任を自覚して行動できるようにする。

現代社会・「現代社会と人間としての在り方生き方」・2学期（3時間分）

内容・個人や企業の経済活動における役割と責任のなかで、消費者に関する問題を取り上げ、あわせて法、金融、消費に関する学習を行う。

11 テーマ「消費者教育高校生講座」

内容・お金の常識・非常識について学習する。
借金・保証人・クレジットカード等についてクイズ形式で解説する。

12 1年次、現代社会において、●●市消費者センターの協力のもと毎年クラス単位で消費者講座を1時間実施しています。

13 2学年 家庭基礎 計8時間

・収入と支出（給与明細の見方含む）

・契約と契約トラブル

・契約トラブルから身を守る、消費者保護制度について

・支払方法とクレジット

特に「契約トラブルと消費者保護の制度について」や「クレジットカードの使い方」については、DVDや事案を用い、具体的に指導している。

また、「どういった人がトラブルに合いやすいか」、「どうすればトラブルに巻き込まれにくいか」について、グループワークで話し合わせ、理解を深めている。

14 家庭科…家庭基礎・家庭生活研究

情報…社会と情報

商業…簿記・ビジネス実務・電子商取引

それぞれの科目内で社会との関わりについて学ぶ中で扱っている。

特に当該区域に応じたものは提供していない。

15 ○総合的な学習の時間（1学年）2時間実施

○教科 家庭 科目 家庭総合（2学年及び3学年）各4時間実施

独自の講義内容は実施していない。

16 ・科目名：家庭基礎（1学年：2単位で実施）

・講座内容：『生活の自立を目指す』という観点で、食生活編、冠婚 葬祭編、衣生活編、経済編、住居編等の各分野でテーマを設け実施している。

・講義時間：6～8時間

・社会的、経済的状況に応じた講義内容は、特に実施していません。

17 科目「家庭総合」の単元「消費生活を設計しよう」の中で4時間、消費者庁作成の「社会への扉」を教材にして、演習や講義を行った後、教科担当者の家に実際に郵送されてきた詐欺のはがきの内容を検討して、詐欺にだまされないための資質について考えさせた。このはがきは、千葉県内でも広く郵送されていることを事前に確認していたので、この地域の社会的状況に応じた講義であると考えている。

18 家庭科「家庭基礎（1年次）」「フードデザイン（3年次）」において食の偽装表示問題を扱った折に、消費（購買）における責任について企業側、消費者側のそれぞれの視点からの、できること、すべきこと等を考えさせた。1時間配当。

今後、家庭科「家庭基礎」において、契約、クレジットカードの使用、成年年齢の引き下げ等を扱う予定。配当は4時間程度。

学校図書館で、昨年度から、●●市の消費生活センターと連携し、関連する書籍やチラシなどを置くコーナーを設置し展示している。また、この企画展示を行っている時期に、上記の授業を実施（予定）している。（このほか、併設の県立●●●学校で●●●科での取り組みあり。）

19 家庭科における生活設計（人生ゲームを利用）の在り方に関する授業（2時間）

年金セミナーの実施（1時間）

外部講師を招いての金融教育（1時間）

20 家庭科 家庭総合 内容「現代の消費社会」

①契約と契約トラブル

消費者保護制度について（消費者契約法・クーリングオフ）

②販売方法・支払方法について

クレジットカードの仕組み、多重債務

③消費者問題

④消費者の権利と責任

合計10時間

21 実施した科目：政治・経済

講座内容：消費者問題

講義時間：2時間

実施した科目：現代社会

講座内容：消費者問題と消費者主権、社会保障と福祉社会

講義時間：3時間

上記にも記した通り、本校生徒は卒業後すぐに就職する生徒が多いことから、クレジットカードや消費者金融、ローンのことなどを取り入れて授業を行った。また、自動車を取得した場合に1年間どれくらいの費用がかかるか、軽減税率が適用されるものや場面においても学習を行った。

22 家庭総合Ⅰ 経済生活のところ度6時間程度

なお、学習指導要領解説において各教科の目標が明示されている。高等学校における消費者教育については、「公民」および「家庭」において取り扱われている。それぞれにおける教科目標は以下の通りである。

高等学校学習指導要領解説 公民編¹⁾において、公民科の目標が「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。」と示されており、「現代社会」「倫理」「政治・経済」の3科目で構成されている。3科目のうち、消費者教育については「現代社会」および「政治・経済」において取り扱われている。

このうちの科目「現代社会」では「人間の尊重と科学的な探求の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。」ことが目標となり、内容としては、(1) 私たちの生きる社会 (2) 現代社会と人間としての在り方生き方 (3) 共に生きる社会を目指して、が掲げられている。消費者教育については、「(2) 現代社会と人間としての在り方生き方」で「現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。」で、これは、「ア 青年期と自己の形成」「イ 現代の民主政治と政治参加の意義」「ウ 個人の尊重と法の支配」「エ 現代の経済社会と経済活動の在り方」「オ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割」の中項目からなっている。このうち、「ウ 個人の尊重と法の支配」において「国民の権利の保障」を、また「エ 現代の経済社会と経済活動の在り方」において、「…個人や企業の経済活動における役割と責任について」の中で、消費者に関する問題、特に契約に関する基本的な考え方や情報の非対称性の観点から消費者保護の重要性のみならず、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援などについて触れることとなっている。

「政治・経済」の科目においては、その目標を「広い視野に立って、民主主義の本質に関する理解を深めさせ、現代における政治、経済、国際関係などについて客観的に理解させるとともに、それらに関する諸問題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。」と定めている。内

容としては、(1) 現代の政治 (2) 現代の経済 (3) 現代社会の諸課題が掲げられており、消費者教育に関係するところは、「(2) 現代の経済」で、これは「ア 現代経済の仕組みと特質」「イ 国民経済と国際経済」の中項目からなり、「ア 現代経済の仕組みと特質」は「経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。」であり、「市場経済の機能と限界」のところで、消費者に関する問題を扱うこととなっており、特に公民においても取り扱われている、家計、企業、政府間の情報格差という情報の非対称性の観点から消費者保護の重要性を扱うだけではなく、消費者の自立支援の観点からの指導も示されている。

次に高等学校学習指導要領解説 家庭編²⁾であるが、教科の目標は、「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。」と示されており、「家庭基礎」「家庭総合」「生活デザイン」の3科目で構成されている。3科目の内、消費者教育については「家庭基礎」及び「家庭総合」において取り扱われている。

「家庭基礎」では「人の一生と家族・家庭及び福祉、衣食住、消費生活などに関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。」ことが目標とされ、内容としては、(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉、(2) 生活の自立及び消費と環境、(3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の3つの大項目で構成され、消費者教育は「(2) 生活の自立及び消費と環境」で取り扱われており、内容は「自立した生活を営むために必要な衣食住、消費生活や生活における経済の計画に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、環境に配慮したらライフスタイルについて考えさせるとともに、主体的に生活を設計することができるようにする。」である。その中に、6つの中項目すなわち「ア 食事と健康」「イ 被服管理と着装」「ウ

住居と住環境」「エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画」「オ ライフスタイルと環境」「カ 生涯の生活設計」があり、「エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画」において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させるため、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題を具体的に取り上げることとなっている。

「家庭総合」では「人の一生と家族・家庭、子どもや高齢者とのかかわりと福祉、消費生活、衣食住などに関する知識と技術を総合的に習得させ、家庭や地域の生活課題を主体的に解決するとともに、生活の充実向上を図る能力と実践的な態度を育てる。」という目標の下、6つの大項目すなわち (1) 人の一生と家族・家庭、(2) 子どもや高齢者とのかかわりと福祉、(3) 生活における経済の計画と消費、(4) 生活の科学と環境、(5) 生涯の生活設計、(6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動 から構成されており、消費者教育に関しては、「(3) 生活における経済の計画と消費」において取り扱われ、「生活における経済の計画、消費者問題や消費者の権利と責任などについて理解させ、現代の消費生活の課題について認識させるとともに、消費者としての適切な意思決定に基づいて、責任をもって行動できるようにする。」で、その中の「ア 生活における経済の計画、イ 消費行動と意思決定、ウ 消費者の権利と責任」において、具体的な事例が示されている。

これらを踏まえて、各学校においては教科担当者らにより指導案が作成され授業が行われている。アンケート結果からは、概ね指導要領に沿った形で計画され実施されていることがうかがえる。アンケート結果から学校間においては、多少力の入れ方に差があることもうかがえる。消費者教育の推進に関する法律における区域内の社会的、経済的状況に応じた内容については、必ずしも有効な対応が取られているとはアンケート内容からはうかがいがい知れない。

地域との関わりが必要とされている状況に鑑み、区域内の状況を反映した取り組みは今後の課題となるであろう。そのためには、学校は地方公共団体を始め企業との緊密な連携を率先して取っていき、地域に応じた教材作成に当たる必要があるだろう。

注)

1) 文部科学省「高等学校学習指導要領解説 公民編 平成22年6月（平成26年1月一部改訂）」教育出版 平成26年5月15日改訂版 pp5-8、p10、pp14-15、p17、pp42-43、pp48-50

2) 文部科学省「高等学校学習指導要領解説 家庭編 平成22年5月」開隆堂出版 平成26年4月15日3版 p7、pp9-11、pp14-18、pp20-21、pp26-28

（下につづく）

